

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	危機管理型水位計運営システム使用契約
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 井上 智夫 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館
契約締結日	令和 2年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般財団法人河川情報センター
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥4,036,725-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥4,043,325-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	年間予定額 4,043,325円(単価契約)

特例政令等の該当	
非該当	—

随意契約理由書

件 名：危機管理型水位計運営システム使用契約

契約の相手方：一般財団法人 河川情報センター

随意契約とする理由：

本件は、近畿地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報等を携帯電話回線を通じ、一般財団法人河川情報センター（以下「河川情報センター」）が構築した危機管理型水位計共同運用システム（以下「共同運用システム」）に収集し、河川管理者、市町村、一般住民に対して適時適切に提供するものである。

河川情報センターは、国及び地方公共団体の水位情報を収集、加工し、市町村や一般住民に提供する「市町村向け川の防災情報」及び「一般国民向け川の防災情報」（以下「川の防災情報」）を独自に構築した者であり、共同運用システムの基幹システムは、川の防災情報と同様の機能を有するものであるため、同システムを活用するとネットワークの再構築等に多額の費用を要することなく大幅なコスト削減に寄与することができる。

このように河川情報センターは、現状において、河川に関する情報の収集、加工、提供を行い、国民の生命・財産を水害等から守ることに資することができ、河川情報に関する災害時優先通信ができ、また川の防災情報システムの知的財産権を有している唯一の団体である。

また本件については、参画するすべての河川管理者が共同運用システムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国・地方公共団体間での取り決めにより、河川情報センターを管理運営機関として特定している。

以上のことから、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日、財計第2017号）の記1. (2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合におけるイ(二)「地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、上記業者を契約の相手方とするものである。

【根拠条文】 会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

推薦者 官職 水災害予報センター長
氏名 井川 貴史

